指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　株式会社森組
　法人番号　　：　2230001008802
　業者の住所　　：　富山県南砺市荒木５０５－１

2　指名停止の期間
　令和 8 年 10 月 28 日～令和 8 年 11 月 10 日（2 週間）

3　指名停止の措置対象地区
　北陸地区

4　事実概要
　（株）森組は、富山県が発注した「ほ場整備 祖谷一期地区 水路整備第２工区工事」の元請負人であるが、令和 7 年 3 月 5 日、掘削した溝の壁面の崩壊による危険の防止に必要な措置を講じなかったため、壁面が崩れ、作業員を死亡させる事故を発生させた。
　この事故に関し、同社及び同社元現場代理人は、令和 8 年 7 月 2 日に砺波簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金の略式命令を受けた。

5　指名停止の理由
　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 1 第 8 号(下記参照)に該当する。

別表第１　　事故等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象地区
１～7　省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として 2 週間以上 2 か月以内

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)